

答申第 1202 号

諮問第 1868 号

件名：行政文書ファイル管理簿に登録された仮運転免許申請書等の廃棄に関する文書のうち起案票等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 9 月 12 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 26 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付

令和 7 年 9 月 12 日、審査請求人が愛知県警察本部情報公開窓口に来庁し、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁は、これを受け付けた。

この行政文書開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は、令和 7 年 9 月 18 日に所要の補正を行った結果

行政文書ファイル管理簿に登載された

①平成 31 年申請取消後の運転免許証交付申請書（証紙付）

②令和 4 年 免許管理総括

③平成 31 年、令和 6 年及び令和 7 年仮運転免許申請書（証紙付）

④令和 5 年 認知機能検査実施（認知機能検査予定名簿）

⑤令和 5 年 認知機能検査実施（予定名簿）

⑥令和 3 年 不法滞在者等対策（4 種）

⑦平成 26 年置去品等処理簿

の廃棄について決定した決裁文書のうち、起案票及び廃棄予定表の該当ページ(請求日現在 稲沢署で保管のもの)となった(以下、この請求内容を「本件開示請求」という。)

イ 本件開示請求の対象文書の調査

本件開示請求の対象となる文書は、愛知県稲沢警察署情報公開窓口備付けの令和 6 年 9 月版行政文書ファイル管理簿(以下「稲沢警察署ファイル管理簿」という。)に登載されたファイルに保存されている行政文書のうち、前記①から⑦までのファイルの文書について、廃棄の意思決定を行った決裁文書となる。

対象となる文書の保存状況について調査したところ、本件開示請求のうち、「③平成 31 年、令和 6 年及び令和 7 年仮運転免許申請書(証紙付)」について、このうち「令和 6 年及び 7 年 仮運転免許申請書(証紙付)」(以下「対象ファイル 1」という。)については稲沢署ファイル管理簿に同名のファイルに登載されていなかった。同様に「④令和 5 年認知機能検査実施(認知機能検査予定名簿)」(以下「対象ファイル 2」という。)についても登載がなかった。

対象ファイル 1 及び対象ファイル 2 が存在しないため、それらを廃棄する意思決定も当然行われなかったこととなる。そのため、対象ファイル 1 及び対象ファイル 2 に関しては請求条件に合致する行政文書は作成又は取得していないものと認められた。

なお、対象ファイル 1 及び対象ファイル 2 以外のファイルに係る請求内容については、それぞれ対象となる文書を特定している。

ウ 行政文書不開示決定

前記イのとおり、対象ファイル 1 及び対象ファイル 2 についてはそもそも存在せず、廃棄にかかる意思決定がなされることもないので、請求条件に合致する行政文書は存在しないことから、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

なお、本件処分に係るもの以外の請求内容は、別に決定している。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、文書が不存在なのはない旨主張している。

しかしながら、対象ファイル 1 及び対象ファイル 2 が存在しないことは前記(1)で述べたとおりであり、廃棄の決裁文書も作成又は取得していないことから、審査請求人の主張は理由がない。

したがって、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求

は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が「令和 6 年仮運転免許申請書（証紙付）」、「令和 7 年仮運転免許申請書（証紙付）」及び「令和 5 年認知機能検査実施（認知機能検査予定名簿）」という名称の行政文書ファイルに保存していた行政文書の廃棄について決定した決裁文書のうち、起案票及び廃棄予定表の該当ページである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、対象ファイル 1 及び対象ファイル 2 については稲沢警察署ファイル管理簿に同名のファイルが登載されておらず、対象ファイル 1 及び対象ファイル 2 は存在しないことから、それらを廃棄する意思決定も当然行われなかったため、本件請求対象文書を作成又は取得していないとのことである。

当審査会において、処分庁から提出された稲沢警察署ファイル管理簿を確認したところ、処分庁の主張するとおり、「令和 6 年仮運転免許申請書（証紙付）」、「令和 7 年仮運転免許申請書（証紙付）」及び「令和 5 年認知機能検査実施（認知機能検査予定名簿）」という名称の行政文書ファイルは登載されていないことが認められた。

以上のことを踏まえ、当審査会において検討したところ、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル管理簿に登録された

③平成 31 年、令和 6 年及び令和 7 年仮運転免許申請書（証紙付）

④令和 5 年 認知機能検査実施（認知機能検査予定名簿）

の廃棄について決定した決裁文書のうち、起案票及び廃棄予定表の該当ページ（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 1 . 1 8	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 5 . 2 0 (第 727 回審査会)	審議
8 . 6 . 1 8 (第 730 回審査会)	審議
8 . 7 . 2 8	答申